

平成21年 第9回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年5月28日（木）午前9時35分

場 所：教育委員会室

平成21年5月28日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第42号議案 東京都公立学校長の任命について

第43号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成20年度卒業式及び平成21年度入学式の実施状況について
- (2) 子供の体力向上推進本部の設置について
- (3) 都立高等学校における生徒指導要録の誤廃棄又は紛失等について
- (4) 平成20年度条件付採用教員の任用について
- (5) 新型インフルエンザ発生に伴う対応について
- (6) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大 原 正 行
	次長	影 山 竹 夫
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	松 田 芳 和
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	秦 正 博
	教育政策担当部長	石 原 清 志
	教職員服務・特命担当部長	岡 崎 義 隆
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
	人事企画担当参事	中 島 毅
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 田 浩 利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第9回定例会を開会させていただきます。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、時事通信社ほか4社、合計5社、個人は、合計8名からの取材・傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——許可いたします。それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 4月9日開催の前々回の第7回定例会の会議録、3月30日の臨時会の会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、御承認を賜ったということにさせていただきます。

前回4月23日開催の第8回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第42号議案及び第43号議案並びに報告事項（6）は人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱わせていただきます。

報 告

(1) 平成20年度卒業式及び平成21年度入学式の実施状況について

【委員長】 報告事項(1) 平成20年度卒業式及び平成21年度入学式の実施状況について、説明を、指導部長、よろしくお願いたします。

【指導部長】 報告資料(1) 平成20年度卒業式及び平成21年度入学式の実施状況についてでございます。

平成20年度の卒業式につきまして、報告資料の1から4までにお示ししてございます。1の「国旗掲揚の状況」を御覧ください。すべての学校で舞台壇上正面に国旗及び都旗等を掲揚しました。2の「国歌斉唱の状況」でございますけれども、すべての学校でピアノ伴奏等により国歌斉唱を行いました。3の「卒業証書授与の状況」につきましても報告資料に示しているとおおり、適正に実施されております。4の「教職員の状況」でございますが、都立学校では、高等学校5校6名、特別支援学校4校4名が不起立でございました。区市町村立学校につきましては、中学校1校1名が不起立でございました。ピアノ伴奏を拒否した者は、報告資料に示しているとおおり、都立高校1校1名でございました。

なお、生徒に不起立などを促す不適切な指導はございませんでした。

続きまして、平成21年度の入学式でございますけれども、報告資料の1から3までにお示ししてございます。1の「国旗掲揚」につきましては、すべての学校校種で舞台壇上正面に掲揚をしました。2の「国歌斉唱の状況」につきましても、都立区市町村立学校すべての学校でピアノ伴奏により、国歌斉唱を実施しております。3の「教職員の状況」でございますが、特別支援学校1校1名が不起立でございました。

なお、入学式においても生徒に不起立等を促す不適切な指導はございませんでした。

続きまして、報告資料2ページ及び3ページを御覧ください。2ページには卒業式における調査結果、3ページには入学式における調査結果を示してございます。それぞれ実施校数、実施状況をお示ししてございますが、上から二つ目のボックスが国旗

掲揚の状況、三つ目及び四つ目のボックスが国歌斉唱の状況、一番下段のボックスには会場設営等について示してございます。

なお、報告資料4ページから11ページまでが卒業式の実施状況の個表でございます。すべて校種ごとに示してございます。

報告資料12ページから最終ページまでが入学式の実施状況についての個表でございます。

報告は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 子供の体力向上推進本部の設置について

【委員長】 報告(2)子供の体力向上推進本部の設置について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告(2)子供の体力向上推進本部の設置についてでございます。

報告資料を御覧ください。1「趣旨」、2「設置期間」、3「検討内容」、4「委員」、5「部会」、6「今後の予定」という形で示してございます。1「趣旨」につきましては、4月9日の教育委員会定例会でも様々お話をさせていただきましたが、昭和50年度以降から長期的に子供の体力が低下している中であって、全国もそうでございますけれども、東京都の児童・生徒の体力が低下しております。本年1月に文部科学省の平成20年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が公表されたところでございます。調査結果によりますと、東京都の児童・生徒の体力は、小学校5年生では、一部の種目、握力と長座体前屈と50メートル走以外は全国平均を下回っております。また、中学校2年生では全種目、スポーツテストは国の方で8種目用意しておりますけれども、8種目すべての種目において全国平均を大きく下回る結果であったということでございました。このような結果を重く受けとめまして、都教育委員会といたしましては対策を講ずるべく、子供の体力向上推進本部を設置する運びとな

ったわけでございます。

趣旨の2段落目には、体力低下につきまして、若干分析めいたことを書いてございますけれども、この体力低下の原因等につきまして、体力向上推進本部の下で、様々な角度から研究、調査していきたいと考えております。一般的に言われていることといたしまして、日常的に体を動かす時間や場、機会が減少している、いわゆる時間、空間、仲間、この三つの間がかなり減少している、あるいは生活習慣の乱れ等々がある、あるいは外遊び、スポーツに対しての重要性に対する軽視といった世間的な風潮等も相まっていることも指摘されているところでございます。こういった子供の体力の低下につきまして、様々な角度から調査、分析をしていきたいと考えております。

趣旨の3段落目にございますとおり、次代の東京を担う心身ともにたくましい児童・生徒を育成することを目的として、「子供の体力向上推進本部」を設置することといたしました。

設置期間については、平成21年6月から平成22年3月までとしております。本件につきましては多角的、総合的に検討しながら、なおかつ至急対策を講ずべきものは至急対策を講ずる必要がございますので、平成21年度だけではなく、平成22年度においてもこの体力向上推進本部を設置するものでございます。

3「検討内容」ですけれども、まず(1)として、先ほど申し上げましたように、東京都における子供の体力低下の現状や原因等の分析、(2)として、近い将来の子供の体力低下を想定し、その状況を解決するための研究を行ってまいります。これは、このまま子供の体力が低下していった場合に、様々なところで人間の活力が失われ、社会基盤もかなり脆弱になるなど、子供の体力低下の状況が社会や人間に及ぼす影響を想定し、その状況を解決するための方策を研究するものでございます。また(3)といたしまして、今後の目標や取組の方向性について検討してまいります。これらは、後ほど御説明申し上げます六つの部会の中で検討いたします。検討内容といたしましては、年齢別の具体的な到達目標の設定や、標準的な学年別の運動プログラムの策定などを考えております。また、教師の指導力の向上、スポーツ指導者等の有資格者の導入、家庭や地域と連携した運動及びスポーツの推進なども検討する必要が

あると考えております。

(4) では、委員について示しておりますが、別紙1を御覧ください。別紙1には、子供の体力向上推進本部名簿をお示ししております。本件は局横断的に取り組み、全庁を挙げて解決する必要があるとございます。このため、知事本局、生活文化スポーツ局、環境局及び福祉保健局の職員の方々に委員をお願いしているところでございます。

本部長は、大原教育長にお願いしました。また、学識経験者といたしまして、五つの分野の方に委員をお願いしております。まず、林免氏ですが、清瀬小児病院の院長で、小児医療の専門家でございます。次に定本朋子氏ですが、日本女子体育大学の基礎体力研究所長をされ、長年体力について専門的に研究をなれている方でございます。次に健康分野から国立健康・栄養研究所健康増進プログラムリーダーをされている田畑泉氏でございます。次に日本体育協会の専務理事をされている岡崎助一氏でございます。同氏は専務理事に就任以来、スポーツ指導者の育成をされてまいりました。次にロサンゼルスオリンピックの体操競技の金メダリストである森末慎二氏でございます。東京都が進めておりますオリンピック・パラリンピック招致活動の中で、ふるさと特使というものがございしますが、同氏は、岡山県の出身でございまして、岡山県のふるさと特使として任命されております。また、今年の2月17日に行われた、都知事と議論する会である東京ビッグトークにおいて、同氏に「こうして2016東京オリンピック・パラリンピック招致を勝ち取る！！」というテーマのパネリストとして参加いただいております。同氏は、全国的に体操の普及活動に専念されている方でございます。続きまして、学校関係者は、各校種からそれぞれ代表の方を入れてございます。事務局は指導部で担わせていただきます。

1枚目を御覧ください。様々な角度から具体的な検討を進め、施策を推進するため、六つの部会を設置いたします。別紙2に部会についてお示ししておりますので御覧ください。子供の体力向上推進本部が一番核になるかと思いますが、その下に子供の体力向上専門家会議を設置いたします。全国体力テストの結果と東京都の現状に基づきまして、今後の体力向上施策について精力的に検討していただく部会でございます。

二つ目の部会が区市町村教育委員会の体力向上推進部会でございまして、区市町村の体力向上担当者との連絡会を定期的を開催いたしまして、区市町村の取組を共有する中で小・中学校の取組を強化していきたいと考えてございます。

三つ目の部会は体力・学力教育研究部会でございまして、他県の取組を視察し、研究分析した結果をまとめ、今後の教育指導の改善に反映することとしております。全国体力テスト、全国学力テスト上位の自治体4県である秋田県、福井県、富山県及び千葉県の小学校、中学校を訪問するとともに、県教育委員会の施策について聞き取りをしていきたいと考えております。校長、教頭及び指導主事で四つの班を編成し、それぞれの県に10名ずつ、計40名を派遣していきたいと考えてございます。

四つ目の部会、東京都児童・生徒体力調査運営委員会は、昭和41年から継続的に実施している東京都の体力調査結果等について経年変化をはじめ、総合的に分析をしていくこととしております。

五つ目の部会、「体づくり運動」実践事例集編集委員会では、学習指導要領の改訂に伴いまして、体力と非常に関係が深いと考えられております「体づくり運動」の実践事例集を作りたいと考えております。この「体づくり運動」というのは、体ほぐしや体力を高めるいわゆる基礎的な運動のことであり、小学校の段階から多様な動きをしていくものでございます。

なお、「体づくり運動」につきましては、これまでは小学校5、6年生から高校3年生までの各学年に体育教科の一つの領域とされておりましたが、改訂後の学習指導要領では小学校1年から高校3年生まで継続的に行うことが重視されています。こういったことも踏まえて、「体づくり運動」をきちんと実践することにより、体力向上を図っていきたいと考えております。

六つ目の部会、体力向上キャンペーン部会では、都民の子供の体力向上の意識を高めるムーブメントを醸成するために、中学生の駅伝大会など、様々な企画の検討を考えております。11月の第1土曜日に行われる今年度の東京都教育の日の関連事業のテーマとして、子供の体力向上を揚げ、キャンペーンを行いたいと考えております。また、校庭芝生化の推進等についての検討も考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 今おっしゃっていた秋田、福井、千葉及び富山は、学力調査も、体力調査も上位なのですか。

【指導部長】 秋田県及び福井県については、全国学力テストも、全国体力テストも上位です。富山県につきましては、全国体力テストについては1位、2位ではありませんが、上位の方に位置しております。しかし、学力テストの方が全国体力テストより上位です。千葉県については、中学校2年生の全国体力テストが1位でございました。全国学力テストにつきましては、上位に位置しているとは言えませんが、全国体力テストについては上位でしたので、この二つの関連について、様々な事項を調べていきたいと考えております。

【瀬古委員】 そういうのを聞くと、体力と学力というのはイコールではないかという気がします。私は余りそうではないんですけれども、私も柔道の山下泰裕選手とかいろいろなスポーツマンを知っているのですが、やはり中学、高校時代もみなさん学力が高かったという話を聞いています。スポーツでしっかり自分の体や体力をコントロールできる人間は、勉強もしっかりコントロールできるのではないかなと思いますので、小さいうちは運動も勉強もやらせていきましょう。東京都としても体力のある人間は学力も高いということをしっかり実践して示していましょう。

【内館委員】 岩手の病院に入院していたので、3か月間ほとんど毎日テレビを見ておりました。せつくなので、東京では見られない番組をと思って、めんこいテレビなどの地方の番組で、ローカルニュースなどを見ていました。本件と重なるのですが、幼稚園や小学校に、おひな祭りなどで結構カメラが入るのですが、子供たちが裸足なんです。わざと先生たちが裸足にして、裸足で遊んでいるのです。私はそれを見て、これはいつか教育委員会でお話をしようと思ったのですが、今日ちょうどいいテーマだったので、お話をさせていただきます。もちろんいつもいつもやれということではありませんけれども、体育館で遊んでいるときは裸足だったり、これは東京では難しいかもしれませんが、大きなビニールプールの中に枯れ葉を集めてきて、秋の朝に裸足で、パンツ1枚で飛び込むのです。あれを見ていたときに、少なくとも週

に何回かは裸足の日をつくるなどすれば、土踏まずができて随分違うのではないだろうかと思いました。これは福島でもやっていました。そういったニュースを見ていて、これはもしかしたら参考になるかなと思いました。

【指導部長】 ありがとうございます。

【瀬古委員】 今、裸足の話が出たんですけれども、私も小学校のときから運動会で靴を履いたことがありません。河原の中でもいつも裸足で走っていました。この間、ケニア、タンザニアに行ったらみんな裸足です。やっぱり裸足というのは体力の向上などにすごくいいのではないかと、それは東京都の新しい試みの中でやってもいいのではないかという感じがしました。

【高坂委員】 僕は外から見ただけだけれども、文京区立第一中学校が、運動会なのか、マスゲームの練習をしていたのですが、全員、裸足でやっていましたよ。だから、それはどういう経緯でなったのか知りませんが、やっぱり裸足はいいのではないかと思いました。

それから、東京都の場合には、もっとみんなが子供を自転車に乗れるような雰囲気が必要だと思います。自転車に乗れば自動車の仲間入りとかいってなかなか子供を自転車に乗せないじゃないですか。ところが、子供が自転車に乗る練習をしているのを公園で見たら、一生懸命やっていますよね。あれも体力にいいと思うのです。これはこういう推進本部だけでできる話ではないけれども、地球温暖化にもいいのですし、町づくりも含めてもっと自転車に乗るといことも考えてもらったらいかがでしょうか。

【指導部長】 ありがとうございます。

【竹花委員】 幾つか質問や意見があります。まず、この本部を設置して検討をして、また何か方向性みたいなものを出すのは、多分来年1月の話だと思うのですが、それまでは体力向上に関しては何をしますのか。

【指導部長】 先ほど申し上げましたが、至急対策を講ずべきものは、しかるべきときに実施していきたいと考えております。本部の設置につきましては3月となります。検討事項は、報告書にまとめるということではなく、その都度、それぞれの部会がまとめたものを本部で確認をとって、教育委員会の場等でまた御説明を申し上げた

いと考えております。

【竹花委員】 それはすごく大事なことだと思います。本部の委員の方々がそれはやろうというシンプルなものは、早く取り組んでいきませんか、何だ、議論ばかりしているのかということになりますので、その点をよろしくお願いします。

いずれにしろ、昔から知徳体ということをやっていると、体の問題については全国と比べて下位にとどまっているという状況は、東京都教育委員会のこれまでの施策が、残念ながら十分なものではなかったということだと思います。その反省の上に立って、これまでと異なった新たな取組をしていくことが大事だと思いますので、そのためにも、こうした取組はすごく大事だと思います。よろしくお願いします。

その際に、従来から言っているのですけれども、役所の仕事の仕方というのは、こうやって本部をつくりますと、本部の方たちにいろいろ議論をしていただきます。そして、膨大な資料、膨大な学術論文ができて上がります。大体そこにエネルギーが注がれるということがしばしばあります。この本部の議論に当たっては、確かに多面的に様々な検討が必要ですし、多くの専門家の知見も必要だろうと思いますが、そういう体系立った、理屈に合った文献をつくるのではなくて、実際に体力の向上に役立つ具体的な施策を探り出すという、そこに集中して議論をお願いしたいと思います。

その際に大事な視点は、この趣旨を見ていると、全国平均より落ちているということでもありますけれども、やや視点が狭いと思うのです。この取組というのは、子供たちがこれからグローバル化する世界の中で、一人前の社会人として生きていくために何が必要かという上で、その基本的な要素である体力の問題について鍛えようというわけですから、ひとつグローバルな視点で、是非とも検討していただきたいと思います。どこの県がいいからそこを見に行くというような前時代的なやり方ではなくお願いします。いろいろな外国の人たちも同じような問題意識を持ってやってきたこともあると思うのです。学者の先生も入っておりますし、あるいは外国から人を招いて、方法についても少し聞いてみるといいと思います。そういうグローバルな視点で、子供の体力の問題を東京都としてどういうふうに考えていったらいいのか、少し視野を

広げてとらえてほしいというのが一つの要望でありますので、よろしく願いいたします。

いろいろ検討する際に、もう一つの視点としまして、目標を定めるときに、どこかの県のように、全国の体力順位が中位以上とか、そういうような目標の立て方は是非ともやめていただきたいと思います。それは結果にしかすぎませんから、もう少し子供たちをその気にさせるような取組、目標を検討してほしいと思います。長くなりますので、詳しくは申し上げません。

それからもう一つは、学校と子供というのではなくて、親を含めた取組にすることを是非とも検討してください。親が帰ってきて、ぼさっとテレビを見て、ゲームをしていたのでは、子供が運動するわけがないのですから、その親をどう運動に巻き込むのかということも一つの視点としてとらえてほしいと思うのです。

その他、またいろいろお話し申し上げたいと思いますが、推進本部の中に、PTAにかかわっている人たち、例えば親子体操だとか、そういうことをやっておられる方たちを加えてほしいと思っております。

それからもう一つは、先ほど話し合うという話が出ていましたけれども、せっかく本部をつくるのですから、学識経験者ではありませんが、川淵三郎さんというサッカーの元会長などを委員に入れたらいかがでしょうか。今少し手がすいているのではないかと思いますけれども、彼はずっと子供たちの体力の問題について警告を長く発してきた人で、特に足の裏が扁平足になっていく子供たちが非常に増えているということで、幼稚園のころから子供たちに運動させることをずっと提起してきている人です。いろいろな取組もしておられます。福島や何かでそうした裸足で歩くということは、恐らく彼の影響もあるのでないかと思います。そういう方も少し委員の中に入れてませんか、教育の人たち中心ですと、斬新なアイデアが出てこないのではないかと思います。そう感じたりませんので、そうした点での配慮が可能かどうか改めて検討してほしいです。

以上です。

【指導部長】 いただいた御意見は、私どもが考えているものと合致するところもございませぬ。また、竹花委員から貴重な御指摘をいただきましたので、その方向でや

っていきたいと思います。

なお、委員につきましては、体力向上推進本部の下に六つの部会をつくる中で、教育分野だけではなく、今お話があったPTAの方など様々な分野の方が入るような努力をこれからしていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 前に申し上げたことなのですが、東京都は大型の公園を幾つか持っていますね。神代植物公園は都立ですね。ああいうところでは子供たちを一切遊ばせていませんね。これは日本だけです。ロンドンでも、多くの公園で子供たちがサッカーボールをけ飛ばして遊んでいます。日本では、危ないからということでやらせない。竹花委員がおっしゃいましたように、公園には親子で来ますから、せめて親子でサッカーを楽しむことができるよう、規制を緩和してはいかがでしょうか。固いボールを使うと危ないでしょうが、サッカーボール程度なら大したことないでしょう。その辺について是非考えていただきたいと以前から思っています。子供たちを公園で遊ばせないというのは日本だけです。世界のどこの公園に行っても必ず子供たちが遊んでいます。

【瀬古委員】 芝生に入るなといますからね。

【委員長】 そうなんです。

【竹花委員】 一部の公園では、そういうスペースで、時間を決めて子供たちに野球をやらせたり、サッカーをやらせています。小金井公園なんかもそうですけれども、ただ、なかなか競争が激しいですね。

【委員長】 神代植物公園はものすごく広い芝生のスペースがあるのですが、球技は一切禁止と書いてあります。最初の頃はやらせていたのですが。

【瀬古委員】 代々木公園もそうです。野球やサッカーなどはだめと書いてありますから、何のための公園かわからないです。

【高坂委員】 経済産業省かどこか国の機関が持っているグラウンドは、近所の人が使われたことがありませんと言うんですよ。役所がグラウンドを持っていて活用できていないわけでしょう。以前、学校へ視察に行ったときに、この公園はどこの所有ですかと尋ねましたら、これは経済産業省ですと言われました。もうがらんどで、

立派なものを持っていますと言ったら、いや、これは誰にも使わせてくれないんですよとのことでした。

【委員長】 原っぱというのがなくなって、原っぱという言葉が死語になってしまいましたね。その代わりとして公園を使わせないとだめだと思います。

【竹花委員】 今、委員長がおっしゃったように、せっかくの部会で著名な人にもお集まりいただくわけですから、教育委員会に対していろいろと御意見をいただくのもいいのですが、知事部局に向けて、あるいは企業に向けて協力していただけるように働きかけるべきだといった御意見をいただけると、来年度予算は無理ですけれども、その次の年ぐらいの予算に使えるかもしれませんね。そんなことも含めて幅広く検討いただければと思います。

【指導部長】 貴重な御意見をいただきましたので、その旨を検討していきたいと思います。

【瀬古委員】 森末君はどここの部会に入るのですか。まだ決まっていないのですか。

【指導部長】 実は今日お示ししているのは、大きな本部のメンバーでございます。六つの部会のメンバーについては、大体固まりつつありますけれども、まだお示しする段階ではございません。

【瀬古委員】 この中の誰かがどこかの部会に入ることですか。

【指導部長】 当然のことながら、推進本部と六つの部会との連絡等はしていきますけれども、必ずしも推進本部の皆さんがどこかに必ず入ることではございません。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 都立高等学校における生徒指導要録の誤廃棄又は紛失等について

【委員長】 報告事項(3) 都立高等学校における生徒指導要録の誤廃棄又は紛失

について、説明を、指導部長、よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 報告資料（3）都立高等学校における生徒指導要録の誤廃棄又は紛失等についてでございますが、この件につきましては、4月30日に事故の発覚ということでまとめたものをプレス発表いたしまして、5月19日にも4月30日の時点で不明であった部分について更にプレス発表してございます。

資料にお示ししてございますように、この3月に閉校した都立九段高等学校全日制課程ほか8校の都立高校において、文書の保存期間満了前の生徒指導要録が誤廃棄又は紛失されたことなどが判明したということでございます。

なお、生徒指導要録とはどのようなものかといいますと、学校において必ず備えなければならない表簿の一つで、児童・生徒の学籍、指導の過程及び結果の要約を記録したものでございます。また、外部に対する証明等のために役立たせる原簿となるものでございます。生徒指導要録の様式、記入要領等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が定めるものでございます。しかし、全国的な統一性も必要ということから文部科学省が参考例を示しているものでございます。

法的な根拠につきましては、学校教育法施行規則第24条の規定により、校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならないとされております。様式につきましては、東京都立学校の管理運営に関する規則に規定しております。生徒指導要録の保存期間については、20年と規定されています。これは、学校教育法施行規則第28条の規定により学籍に関する記録については保存期間が20年、指導に関する記録については保存期間が5年とされているためです。

なお、学籍に関する記録というのは、生徒氏名、保護者氏名、住所、入学年月日、修得した科目名と単位数が記載されているものでございます。指導に関する記録というのは、1年生から3年生までの出欠の記録、授業日数、欠席日数、学年ごとの各教科の評定、あるいは修得単位数などが記載されているものでございます。これにつきましては、平成8年度卒業生からのものは、様式1、2と二つの様式を定めて作成してございまして、それ以前の平成7年度卒業生までのものは、一つの様式で作成してございました。その説明を資料に示してございます。これを御覧になれば、生徒指導

要録がどのようなものかイメージしていただけるかと思えます。

1の「経緯」でございますけれども、都立九段高等学校の閉校により、その事務を都立一橋高等学校に引き継ぐため保存文書の点検作業を行っていたところ、平成7年度から平成9年度までの生徒指導要録がないことがわかりました。このことから、4月以降、関係者の事情聴取を行って事実を確認し、これについて、生徒指導要録の誤廃棄と認定いたしました。実は都立九段高等学校では、平成18年3月に保存期間の過ぎた生徒指導要録をすべて廃棄、溶解処理をしていたということで、このときに誤って平成7年度から平成9年度までの生徒指導要録を廃棄してしまったというものでございます。

「経緯」の(2)を御覧ください。こうした事故を受けまして全校調査を行いました。全都立学校、特別支援学校についてもすべて調査をしたところ、5校の全日制の都立高校から生徒指導要録の一部が所在不明であるという報告がありました。その後、関係者の聞き取りにより、都立北野高等学校の事務引き継ぎ校である都立板橋有徳高等学校と都立北園高等学校については誤廃棄であったこと、都立深沢高等学校、都立八王子東高等学校及び都立武蔵村山高等学校の3校については、学校内で紛失した可能性が高いということがわかりました。

「経緯」の(3)を御覧ください。プレス発表をする4月30日当日に再度生徒指導要録の保管状況について各学校に確認したところ、都立小岩高等学校、都立駒場高等学校及び都立新宿山吹高等学校3校から一部所在が不明であるという報告がございました。したがって、4月30日は、この3校についてもプレス発表いたしましたが、これらの学校の状況等について事情聴取がまだ終わっていませんでしたので、状況等については後でお話しすると説明し、5月19日に再度プレス発表を行いました。

このような確認の結果、総数9校の都立学校において合計1,526人分の生徒指導要録が誤廃棄又は紛失していたということがわかりました。

その後の対応でございますけれども、3の「対応」(1)に示してございますが、点検が不十分であったということで当該校には、保管・廃棄等管理体制の強化を早急に図るよう指導しました。また、誤廃棄又は紛失した生徒指導要録については、現時点で収集・確認ができる正確な情報に基づきまして、可能な限り再作成するように

指導したところでございます。

また、全都立学校に対しては、4月30日付けで、点検と管理の徹底に関する通知文を發出しております。

続きまして、再発防止策と今後の対応ですが、資料に示してございますとおり、まず、証明書の発行等について再作成した生徒指導要録に基づいて記入ができない場合が生じた場合には、学校側はその旨をきちんと相手方に伝えることにしております。

また、当該校は、卒業生とその保護者に対して説明会を実施することといたしました。説明会については、5月中にすべて実施又は実施をする予定でございます。在校生とその保護者についても説明をするという形で示してございます。

そして、再発防止委員会を設けまして、学校における生徒指導要録の管理・保管体制の構築を図るとともに教員研修を実施していくということで、去る5月25日に第1回の再発防止委員会を開催したところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 単なる印象なのですが、ぼろぼろ出てきて、新聞で何回も出るというのがどうもまずい気がするのです。ですから、最初にきちんと調べて、もうほかはありませんという形にならないといけないと思います。資料を送っていただきましたけれども、読んでいたら、またかという印象になるので、再発防止もいいのですが、事実が発覚したら、まず完全な調査をして、1回発表したらそれで終わりにしないと、印象ですけれども、東京都教育庁というか、東京都教育委員会の威信を問われるような気がしました。

【指導部長】 御指摘のとおりでございまして、私どももそういったことがないよに何遍も確認行為をしたわけでございますけれども、残念ながらプレス発表当日においてまた出てくるという状況がございました。このことに関しては、都立学校長に対してはきちんと指導していきたいと考えております。

【竹花委員】 現在のこの生徒指導要録の保管に関する規定はあるんですか。規定はないのですか。学校に委ねているわけですか。

【指導部長】 保管については、基本的には保存期間を示してございまして、耐火金庫等に保管するようには指導してございます。

【竹花委員】 それは規定を設けて指導しているんですか。

【指導部長】 規定は設けてございません。2枚目に保存期間、学校教育法施行規則第28条の規定を示していますけれど、こういったものがあります。

【竹花委員】 これは法の施行規則ですが、それぞれの学校において、だれが管理責任者になって、どういうところに保管すべきなのかについて、教育委員会から規程が示されていないのですか。

【指導部長】 そういう規定を私ども教育委員会の方から示したことはございませんでしたので、この再発防止委員会で、今どういったことをしていかなければいけないかということも含めまして、規程整備はきちんとしていきたいと考えております。

【竹花委員】 規程整備についてはきちんとしてほしいのですが、そうすると、現在の生徒指導要録の保管はどのように行われているのですか。

【指導部長】 教育庁指導部が作成する生徒指導要録の様式及び記入等についてという冊子を様式の改訂ごとにつくっております。その中で、生徒指導要録については耐火金庫に保管すること、管理責任者は校長であるということ等々は示してございますが、何々規程という形で文書として示しているものではございませんで、冊子の中で、校長が管理責任者であること、保存期間は何年であるか、保管するところは耐火金庫であり、持ち出しは厳禁であることは示してございます。

【竹花委員】 耐火金庫は大体どこに置いてありますか。

【指導部長】 耐火金庫につきましては、大体経営企画室、職員室等に置いてございます。

【竹花委員】 職員室は校長が管理できないでしょう。本当に校長が管理する責任を負うのがいいのかどうかわかりませんが、副校長がいいのか、経営企画室がいいのかわかりませんが、いずれ具体的に管理に当たる責任者を明確にしておきませんと、こういうことがまた起こると思います。生徒指導要録は普段あまり使うものではないでしょう。

【指導部長】 そうです。

【竹花委員】 だからこそ余計わからなくなってしまうのですよね。大事な資料ですから、1年に1回はこういう段階で点検するようということも含めて、しっかりと管理されているという形にすることが大事だと思いますので、その点をよろしくお願いします。

【委員長】 この件については、集中管理ができませんかね。大学生については、徹底的にアメリカは集中管理をしています。スチューデント・クリアリングハウスというのがあって、大学だと現在7,200万人のデータを持っていると聞いています。そこへ行けば7,200万人の大学生のすべてのデータが出てきます。個々にやっていると、どんなことをやったって誤廃棄等が出てきますよ。5年たったら廃棄する。そういうシステムティックなものにしないと、高坂委員がおっしゃったように、誤廃棄等は絶対出てくると思います。

ものすごくお金がかかることだと思いますが、やはり集中で管理すべきではないでしょうか。英国は子供たちの成績は全てオフステッドというところが一括管理しています。ですから、個々の学校レベルではトラブルが起きないのです。学校から次々データを送ってしまいますので、それらを保存していません。ただ、オフステッドはものすごく気を付けています。データが流れ出たら大変なことです。成績、名前が全部出ています。東京都も率先してそういうことを考えたらどうでしょうか。大学も同じで、頭を抱えています。入学試験問題等を5年間とっておくというのは、スペースの関係が大変です。そのたびに耐火金庫を大きなものに買い換えるとか、作り変えるということを行っています。試験の答案などは仕方がないにしても、生徒指導要録などは、今は電子媒体にしてどんどん送れるわけですから、集中管理がいいと思います。

【指導部長】 今委員長からお話でしたが、実はこの電子媒体にするということにつきましてもいろいろ課題がございます。

【委員長】 もちろんそうです。そこはクリアしなければいけないです。

【指導部長】 生徒指導要録は、外部に対する証明の基となるものという位置付けでございますので、卒業生から、成績証明書等の交付を申請されたとき、当該校の校長は、生徒指導要録を基に校長名で証明書を発行しております。

【委員長】 一か所にデータがあれば、そこへアクセスして、そこから引っ張り出して、校長がサインをして発行することができますね。アメリカはそれをやっていると聞いています。

【指導部長】 わかりました。少し検討していきたいと思います。

【委員長】 生徒指導要録は、手作りですよ。手作り資料というのは必ず遺漏が起きますから、その辺も検討していただきたいと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 平成20年度条件付採用教員の任用について

【委員長】 それでは、報告事項(4)平成20年度条件付採用教員の任用について、説明を、人事部長、よろしく願いいたします。

【人事部長】 報告資料(4)平成20年度条件付採用教員の任用についてですが、新規採用の教員につきましては、条件付採用の期間が1年間となっております。本件は、昨年度、平成20年4月採用の教員について正式採用、不採用の結果を報告させていただくものでございます。

資料の2「判定の結果」を御覧いただきたいと思います。平成20年4月1日付で2,564人採用いたしました。年度途中で転職ですとか、病気ですとか、あるいは家庭の事情などで自主的に退職した者が69名おりました。このため、この正式採用するかどうかの判定対象者数は、これを引きまして2,495名おりました。この者たちにつき、人事考課の規則に基づきまして特別評価を実施し、このうち正式採用不可と判断した者が9名おりました。この9名ですが、8名につきましては自主的に退職願を出しまして退職となりました。残りの1名につきましては自主退職はしないということでしたので、私どもの懲戒分限審査委員会において審議の上、職を免ずるという決定を行いました。最終的に2,486名を正式採用したということでございます。

なお、正式採用不可と判断した9名の勤務状況、どうして正式採用不可と判断したかということですが、それぞれ個別の事情がありましたけれども、ほぼ共通して、児

童・生徒指導の面においても、校務分掌や、学校の中の様々な業務の面においても、同僚との人間関係、さらに保護者との信頼関係をつくっていくというのが非常に大事な仕事なわけですが、そこに課題がありまして、その都度、特に初任者ですので、管理職、それから主幹教諭が中心になって指導を繰り返したのですが、指導しても教職を続けるのは無理だと判断した者が9名いたということでございました。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 年度途中の退職者数を年度別に見ますと、平成20年度の69名が多いのか少ないのかわからないのですが、傾向的にいうと多くなっています。これは採用倍率が低くなっているのと何か相関関係があるのですか。

【人事部長】 平成20年度は69名と多かったですのですが、この内訳を見ますと、一番多かったのは教職以外のもの及び他県の教員採用試験に受かったもので、これは地元ということだと思いますけれども、他県の教員への転職をした者です。その次が病気なんですけれども、特に今回増えたのは転職でした。そうはいいまして、傾向的に増えているなという印象はございます。ただ、退職した人の採用時の成績等との相関を見ますと、必ずしもはっきりとした相関関係は見られませんでした。このことから、確かに特に小学校は倍率が低くなっておりますので、影響があるのかなという気がしないでもないですが、それが実証されているわけではございません。

【高坂委員】 もう一つ、新聞などで書いてあるのは、東京都が地方で落ちた教員を募集するのだというような書き方をしているのもあったのですけれども、実際はどうなのでしょう。

【人事部長】 まだ内部の検討の段階ですけれども、大都市圏、東京、大阪、名古屋もそうですが、どこも採用倍率が非常に低くなっている一方、東北ですとか、九州、四国辺りは非常に倍率が高くて、少子化の影響が顕著に出ています。その人たちがどうなっているかを調査してみますと、やはり地元志向が非常に強いということもありまして、地元で正規でない教職、講師などに就く人や教職以外の仕事に就く方が多いという状況がありますので、そういう方たちを東京の教員にということを考えていきたいと思っております、内部的にどういった方策があるのか詰めているところ

でございます。

【竹花委員】 この69名のうち、他県の教員採用試験に合格したことを理由にして退職した方はどれぐらいおられますか。

【人事部長】 一般的な転職と、他県の教職とは整理がされておらず、合わせて69人のうち25人がそういう転職等ということになっております。

【竹花委員】 今の高坂委員の御質問に関連して、新しい制度を導入するときの一つの指標になりますので、検討しておいてください。というのは、他県で落ちても都で試験に合格すれば採用するという仕組みをつくることは、悪いことではないと思うのですが、そうやって採用した人が、翌年受かるとみんな他県へ帰ってしまうというのではやった意味がありませんので、その辺を少し考えた上でないといけないと思います。

【委員長】 よろしくお願ひします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

(5) 新型インフルエンザ発生に伴う対応について

【委員長】 報告事項(5) 新型インフルエンザ発生に伴う対応について、説明を、総務部長、よろしくお願ひいたします。

【総務部長】 報告資料(5) 新型インフルエンザ発生に伴う対応についてに基づきまして、この間の東京都教育庁の対応について御報告をさせていただきます。

まず資料の1、東京都感染症対策本部の設置についてでございますが、今私どもの対応については、東京都全体での方針を基に種々の対応をとっておりますけれども、その基になります都全体の感染症対策本部は、1の経過でございますように、いわゆる水際ではなくて、国内(神戸市)で発生した5月16日に設置をされております。第2回目の会議が、都内在住高校生の感染が確認された後の5月20日に開催をされました。構成は、(3)にありますように知事を本部長とするものでございます。そこで決定内容は、5月16日の第1回の会議では、資料にございますように、都民がパニ

ックにならないように迅速で正確な情報の提供を行う、イベントや学校行事については中止ではなく、来場者への感染防止の周知に努めることなどの決定を行いました。

5月20日の第2回の会議では、そのときの感染者の行動範囲が極めて限定的であるということで、休校等の要請は行わないという決定をいたしております。

次に、東京都教育庁の新型インフルエンザ対策本部についてでございますが、これは世界保健機関におけるフェーズ4への引き上げを受けまして、4月28日に設置いたしました。東京都教育委員会教育長を本部長とするものでございます。この東京都教育庁の対策本部の検討状況については別表にまとめてございますので、御覧をいただきたいと思っております。この別表では、左側に国内外の感染等の状況について経緯として書かせていただいております、東京都教育委員会の対応については右側の欄になります。4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。

あと主なところを申し上げますと、5月7日には帰国生徒・教職員等の渡航状況の調査をし、別紙1のとおり、5月15日までの調査結果をまとめたものを公表いたしました。区市町村立学校も含めて合計で1,975名の帰国者がございましたけれども、インフルエンザの感染が疑われる症状の方はいなかったという結果でございました。

5月18日には、その前の16日に神戸市での感染が確認されましたので、臨時休業を実施している道府県への修学旅行の延期の要請を行っております。

それから、あわせてインフルエンザ様疾患による児童・生徒等の欠席状況、教職員の休暇状況の報告を求めることにいたしました。これらの点については、別紙2が修学旅行等についての調査をまとめたものでございます。この別紙2の3、調査結果の表を御覧いただきますと、修学旅行等の宿泊行事について、例えば中学校では中止23校、延期84校、検討中176校、高校では中止が5校、延期が3校、特別支援学校では延期が2校となっております。

別紙3は、このインフルエンザ様疾患による児童・生徒の欠席状況等の調査でございます。各校種の学校でインフルエンザ様の症状、発熱とか鼻水とか咽頭痛、せき等で欠席している者について日々調査をしております、報告を求めています。

2に記載してございますが、東京都福祉保健局からの依頼がございまして、同一学級又はクラブ単位で3名以上の欠席者が発生した場合には保健所に連絡をし、保健所

と相談の上、学校クラスターサーベイランスと言っておりますが、検体を採取し、検査するといった取扱いにしております。このことによって、仮にどこかで感染者が出た場合にも、その広がり等について予測することが可能ではないかと考えてございます。

また別表でございますが、その後、5月18日以降、5月20日、21日、22日と都内で患者の発生が確認をされました。その都度私ども、東京都福祉保健局等とも協議をいたしまして、感染者の濃厚接触者は極めて限定的であるという判断をして、臨時休業等の措置は不要という判断をそれぞれ行ったところでございます。

今後の対応についてでございますけれども、5月22日に政府の対策本部の運用指針について新しいものが出まして、感染の初期の地域と、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域と二つに分けて、それぞれその対応を違えた形で行っていくことが示されております。東京の場合は当然1に当たると思いますが、そこでは必要に応じて市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県での臨時休業を要請するというようになっておりまして、従前はすべて都道府県単位での判断でございましたけれども、市区町村の一部または全部というのが基本ということで考え方が変わっております。これらの状況を受けまして、私どもといたしましては、臨時休業については、都内患者の発生状況や感染拡大の恐れ等を考慮し、国の動向や東京都感染症対策本部の要請を踏まえて、東京都教育庁の対策本部で決定をすることにしております。

今回のインフルエンザは弱毒性であることがだんだん明らかになってきておりますので、そのことを踏まえるということと、その一方で学校が感染の場になりやすいということも踏まえてケースごとに、関係局とも調整をしながら判断してまいりたいと考えております。

なお、修学旅行についてでございますけれども、実は今日の午後に関係機関に文書を発出したいと思っておりますが、従前の中止の要請からは少し方向を変えて、行く先の市町村全域において学校の臨時休校が実施されている場合には、延期又は行き先の変更の措置をとって欲しいという趣旨の通知を出したいと思っております。つまり地域的に感染の広がりが見られている場合には、その地区にはやはり行かない方がいい

だろうということがございますけれども、そういう意味でいえば、現時点ではそういう地域はないということになります。

報告は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【瀬古委員】 神戸とか大阪の方はもういいんですか。

【総務部長】 今申し上げましたように、現時点は地域全体に感染が広がっているという状況ではないと思っておりますので、今は修学旅行に行くことは大丈夫だと思っております。

【瀬古委員】 わかりました。

【竹花委員】 ちょっと確認させてください。一つは、東京都感染症対策本部と東京都教育委員会との関係ですけれども、これは今どういうふうに扱われているんですか。東京都感染症対策本部の一員に教育長が加えられていますか。

【総務部長】 教育長がメンバーです。

【竹花委員】 それはどういう関係になっているのでしょうか。

【総務部長】 東京都感染症対策本部が開かれた場合には、通常1時間後には必ず東京都教育庁の対策本部を開いております。東京都教育庁の感染症対策本部東京都感染症対策本部が開かれていなくてもやることはあります。

【竹花委員】 余り杓子定規なことを言うつもりはないのですが、一部の状況を見ていると、何かすべて都道府県の知事が休業を決めたり、やめさせたりしているように受けとめられるような動きがあって、きちんと法律的に整理されているのかなという思いも持っているのですが、学校の休業というのはどういう法律に基づいて、誰が決めるのですか。

【総務部長】 設置者が判断をすることになっております。

【竹花委員】 それは何法に書いてあるのですか。

【総務部長】 学校保健安全法です。

【竹花委員】 条文をちょっと読んでみてくれませんか。確認しておきましょう。

【次長】 学校保健安全法第20条です。読みます。第20条、臨時休業、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行

うことができる。」と書いてあります。また、教育委員会の職務権限といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、児童・生徒等の保健、安全等に関することについては、教育委員会が管理、執行することとなっております。

【竹花委員】 だから、この場合の設置者は教育委員会と解してよろしいのですね。ですから、東京都教育委員会なり、区市町村の教育委員会なわけですね。ですから、東京都知事がやめろと言うわけにいかない。それは要請されたと受けとめるべき話なんです。

【教育長】 要請という言葉は使っています。それで、現実には、東京都全体の感染症対策本部を開いて、我々とも内部的に意見交換をやっていますので、要請があつて、要請と違う行動を東京都教育委員会がとるということは現実にはありません。

【竹花委員】 いやいや、もちろん全体の動きの中で我々も動いていかなければいけないわけですから、こちらの権限でこちらの勝手だということをしろと言っているわけではなくて、そういう法律上の建前をきちんと守って、そういう形が都民の人たちにもわかるように対応していただければと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

6月11日(木) 午前10時 教育委員会室

6月25日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育委員懇談(集中討議)

6月11日(木) 午後 都庁舎内会議室

(3) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会、教育長協議会理事会

6月18日(木) 午後 ホテルフロラシオン青山

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてよろしく申し上げます。

【政策担当課長】 定例教育委員会の予定でございますけれども、次回は6月11日、木曜日、午前10時から教育委員会室で、次々回は6月25日、木曜日、午前10時から同じく教育委員会室で開催を予定してございます。

次に、教育委員懇談（集中討議）でございますが、6月11日、木曜日の午後、都庁内の会議室で開催を予定してございます。

最後に、全国都道府県教育委員会連合会、委員長協議会、教育長協議会理事会でございますが、6月18日、木曜日の午後にホテルフロラシオン青山で開催を予定してございまして、木村委員長と大原教育長が出席予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

【瀬古委員】 教育委員懇談というのは時間が大体どれぐらいまでかかるんですか。

【政策担当課長】 おおむね3時までを予定してございます。

【委員長】 1時から3時ぐらいまで、庁内会議室で行います。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 日程については、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

日程以外の発言

【竹花委員】 2点要望ですけれども、御紹介を兼ねてお願いしたいと思います。

1点は、インフルエンザ問題が議論されているときに、外国に短期間、あれは留学というのでしょうか、研修に出向いている高校生が随分おられました。少し驚いたんですけれども、東京都においてはそういう点はどうかということについて、少し調べて教えていただけませんか。その観点は、学生もそうですし、教員も含めて、外国との交流をどういうふうにならざるかということ、状況と課題みたいなものがあるのであれば、少し教えてもらえませんか。

その趣旨は、先ほどの体力向上のところでも申し上げましたけれども、日本の国内

ばかり見ているのではなくて、教員も生徒も、世界の子供たちの状況を、あるいは教育の状況を少しでも知って、そこを頭に置いて教える、教えられるということがすごく大事なことだと思います。そういう点でもそうですし、もう一つは、今日本の公立の学校には外国の子供たちがたくさん入ってきています。そういう子供たちに対する接し方という点でも、そういうことがすごく大事だと思うんです。そういう点で、これまでどういう対応をしてこられたのか、今はどうなっているのかについて、少しまとめて報告をできたら教育委員会にさせていただくことをお願いいたしたいということが1点です。

それから、もう1点は、5月19日に三鷹市教育委員会教育長から、三鷹市内のおやじの会の人たちが集まる機会があるので、出てきませんかというお誘いを受けて行ってきたんです。これは平日の夕方7時からの会合だったんですけれども、あそこに15校の小学校があるんですが、そのうち10校の小学校でおやじの会ができていて、さらに二つが今検討中だということです。中学校はまだ2校ぐらいしかないんです。そういうお父さんたちだけでも50人ぐらい集まっておられました。そこへ、教育長や教育委員会の人たち、それから校長先生や副校長先生も来ておられました。そういう人たちが顔を見せて大変な盛り上がりになりまして、三鷹市の教育行政の中で、お父さんたちの力をどうやって学校を盛り立てる力にするかということについて、非常に大きな取組が進められているということを実感いたしましたし、何よりも非常に健全なお父さんたちがたくさんおられて、先生たちや校長先生ともいろいろとお話をされて、決してけんかするのではなくて、いろいろな御要望もされて、学校の方からも忌憚なくいろいろとお話している状況を見まして、非常にいい取組が三鷹市で進められているということがよくわかりました。

そういう点で、これは区市町村の取組でありますので、東京都の方で何ができるかは限りがあるということは十分承知しておりますけれども、できましたら、区市町村におけるこういう取組を促すような施策を東京都教育委員会でも少し工夫してもらえないだろうかという要請であります。

僕の知るところで、区によってこの問題の対応が全く違いますし、校長先生によっても全く対応が違います。校長先生の中には、こうしたおやじの会をまた新たな圧力

団体の登場ということで強い警戒心を持っておられる方もいて、そういうところでは、なかなかおやじの会の設立もできないし、設立したとしても、なかなか簡単にはいかないという状況もあるようであります。

都で、こういうお父さんたちのおやじの会の催しをやっている区市町村の経験交流みたいな会が、大きなものができれば、それに向けて、多分区市町村の教育委員会は、東京都の教育委員会の顔を立てなければいかんと思って少し努力するのではないかと、そういう努力を促すような都としての取組を少し工夫してもらえないか。例えば今年は体力の問題で教育の日を考えておられるようですけれども、来年の教育の日は、こうしたおやじの会の全都の人たちを、区市町村の教育委員会を先頭に立てて、みんな集まって、経験交流をするというように。これが2,000人ぐらい集まれるような大会でもできれば、相当大きな大会になる。あるいは父の日が第3日曜、今年は6月21日にありますけれども、この日に合わせてそうした取組を東京都教育委員会としても、区市町村教育委員会を少しその気にさせるような形で行えれば、もう少し動きが変わってくるのではないかというふうにも感じます。そういう点で一工夫をお願いできればと要望します。

御担当は地域教育支援部なのか、指導部なのかわかりませんが、よろしく申し上げます。

【地域教育支援部長】 関連性からすると、うちではないかと思いますが。

【竹花委員】 それは教育長にお願いして、教育長が決めていただければいいことですが、そんなことで、ちょっと御要望させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

【委員長】 最初の点については、東京都ではどのぐらいの外国人のお子さんが入っているかというデータは完全に掌握しておられまして、長野でありました1都9県教育委員会全委員協議会で、第1議題として取り上げられました。各県とも相当苦労していらっしゃるようですね。群馬県がものすごく多いようです。東京都でもきちんとデータを集積しておられるし、対策もきちんとやっておられるようなので、一遍ここで報告してください。よろしく申し上げます。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)